

第8回寝屋川市総合計画審議会議事録

1 日時

平成27年11月9日（月）午後3時～4時5分

2 場所

市役所議会棟4階 第1委員会室

3 出席者

今川 晃、乾 栄嗣、植田 良二、太田 徹、河野 徹也、北川 光昭
木村 容千、甲野 節男、郡 美博、清水 百合子、住田 利博
長岡 えり子、中川 芳行、中村 一二三、野々下 重夫、板東 敬治
平田 一裕、山下 實、幸 徹

19人（全22人）

《事務局》

8人

4 傍聴者

4人

5 議事

第五次寝屋川市総合計画後期基本計画（試案）の中間答申（案）の審議
（施策21から施策41まで）

(会長)

皆さん、こんにちは。

本日は、公私何かと御多用のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。ただいま委員 22 人のうち、19 人の御出席をいただいております。したがって、寝屋川市総合計画審議会規則第 5 条第 2 項の規定により、本日の会議が成立いたしますので、これより第 8 回寝屋川市総合計画審議会を開催させていただきます。

本日は、前回と同様に後期基本計画試案全 41 施策における意見等について振り返りをさせていただき、中間答申作成に向けた意見集約をさせていただきます。中間答申作成に向けて当審議会としての意見を取りまとめていくことが目的となりますので、その趣旨を御理解いただきました上で御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、案件に入ります前に、本日の進め方につきまして事務局より説明願います。

(事務局)

それでは、本日の進め方について説明いたします。

初めに、前回の第 7 回審議会において審議いただきました後期基本計画試案の施策 1 から施策 20 までの検討結果に係る御意見に対する回答内容について担当部局と調整した後、会長とも調整させていただいた結果を事前に配布しておりますが、前回の審議会におきまして、最終の記載内容につきましてには会長に御一任いただくということで御承認いただいておりますので、この検討結果を最終決定とさせていただきたいと考えております。

また、本日御審議いただく後期基本計画試案の施策 21 から施策 41 までの御意見等につきましても同様の手続とさせていただきたいと考えております。

なお、本日頂きました御意見等に対する検討結果につきましては、調整が整い次第、郵送させていただきます。

それでは、「寝屋川市総合計画審議会での主な意見などと検討状況（施策 21～施策 41）」及び「第五次寝屋川市総合計画後期基本計画（試案）【中間答申】（施策 21 から施策 41 まで）」を御覧いただきたいと思います。

施策の見方については前回と同様でございますが、1点だけ変更しておりますのは、検討状況の資料の方におきまして、変更箇所のうち削除している部分につきましては、横棒を入れて見え消しの状態で記載しております。

また、審議会での御意見に対する検討結果の説明につきましても省略させていただきますので、御了承いただきますようお願いいたします。

(会長)

ただいま事務局からも説明がありましたとおり、前回の第7回審議会において御審議をいただいた御意見に対する回答内容につきましては、最終の記載内容として私に御一任をいただいておりますので、事前に配布いたしました資料をもちまして御報告とさせていただきますと思います。

それでは、各施策における検討結果ごとに御審議に入りますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、後期基本計画試案の施策 21「計画的なまちづくりを推進する」、通し番号 99、100、101、102 について、御意見ございませんか。

なければ、通し番号 103 については、どうですか。

委員。

(委員)

審議会の中で、重点取組項目において「第二京阪道路沿道地区のまちづくり」のみで良いのかとの意見をさせていただき、その検討結果として「小路地区のまちづくりの推進」「ふるさとリーサム地区のまちづくりの推進」とより詳しく記載していただきましたが、施策名が「計画的なまちづくりを推進する」であるため、寝屋川市全体において計画的なまちづくりを行うとの記載について検討していただければと思っております。

(事務局)

当施策については、市全体を見据えた上で計画的なまちづくりを行うものとしております。

(会長)

よろしいでしょうか。

なければ、施策22「良好な住宅・住環境を創出する」、通し番号104、105、106、107、108、109について、よろしいですか。

なければ、施策23「四駅周辺のまちづくりを推進する」、通し番号110について、よろしいですか。

委員。

(委員)

検討結果としては「より一層向上させていく」との表現に変更していただきましたが、現状と課題の当該文章において「これからも持続的に魅力ある都市として発展していくためには、…都市の魅力の向上をより一層図っていくことが求められています。」となっており、魅力ある都市にするためには都市の魅力の向上を図るとの内容に違和感を感じたため指摘をさせていただいたものですので、再度、検討をお願いします。

(会長)

わかりました。

では、通し番号111、よろしいですか。

委員。

(委員)

検討結果に「若者などに限定せず」とありますが、必ずしも、若者に特化した内容ではなく、駅周辺のまちづくりについては、市民全体に関わるものであるため、検討結果の内容としてはおかしいのではないかと思いますので、意見として言わせていただきます。

(会長)

ほかによろしいですか。

では、通し番号112、よろしいですか。

次に、通し番号113、事務局から説明してください。

(事務局)

通し番号113、中間答申の48ページの重点取組項目「東寝屋川駅前線沿道地区まちづくりの推進」の取組概要について、取組内容をより具体的に表現するため、「東寝屋川駅前線沿道地区については、まちづくり協議会の支援を行い、都市区画整理事業等の実施に向けた合意形成を図り、沿道市街地と東寝屋川駅前線の一体的な整備を推進します。」に変更いたします。

(会長)

よろしいでしょうか。

委員。

(委員)

まちづくり協議会以外にも地域のまちづくりのために活動している団体があるかと思imasるので、「まちづくり協議会等」にした方が良くと思imas。

(会長)

わかりました。

では、通し番号114について、よろしいですか。

なければ、施策24「安全で安定した上下水道サービスを提供する」、通し番号115、116について、よろしいですか。

なければ、通し番号117について、事務局説明してください。

(事務局)

通し番号117、中間答申の50ページ、市民の役割でございますが、市民により分かりやすい内容とするため、「貴重な水を大切に使用し、水源を汚さないよう適正な排水に努めます。」に変更いたします。

(会長)

よろしいでしょうか。

なければ、通し番号118、119、120、121について、よろしいですか。

次に、施策25「利便性の高い快適なまちをつくる」、通し番号122、123について、よろしいですか。

次に、通し番号124について、事務局説明してください。

(事務局)

通し番号124、中間答申の51ページ、施策の展開でございますが、施策の展開の名称と本文の整合性を図るため、施策の展開「交通環境の整備促進」を「交通環境の整備推進」に変更いたします。

(会長)

よろしいでしょうか。

次に、通し番号125、126、127、128について、よろしいですか。

なければ、施策26「水とみどり豊かなまちをつくる」、通し番号129、130、131、132、133、134について、よろしいですか。

なければ、施策27「環境に配慮したまちづくりを推進する」、通し番号135、136、137、138について、よろしいですか。

続きまして、通し番号139について、事務局説明してください。

(事務局)

通し番号139、中間答申の56ページ、市民の役割でございますが、「再生可能エネルギー電気」の「電気」の部分を削除するとともに、「節エネルギー」の「節」を「省エネルギー」の「省」に変更いたします。

(会長)

よろしいでしょうか。

続きまして、通し番号140、141、142、143、144について、よろしいですか。

なければ、通し番号145について、事務局説明してください。

(事務局)

通し番号145、中間答申の56ページ、施策指標「市のガソリン・ガスなどの燃料使用によるCO₂排出量」でございますが、平成26年度実績見込値を確定値へと変更し、また、めざそう値を年1パーセントの削減を見込んだ値とするため、記載しています値へ変更します。また、単位につきましても先ほどの施策指標「公共施設の電力使用によるCO₂排出量」の単位、また、環境基本計画との整合性を図るため「t-CO₂」に変更いたします。

(会長)

よろしいでしょうか。

では、施策28「ごみの減量・資源化を推進する」、通し番号146、147、148、149、150、151について、よろしいですか。

続きまして、施策29「廃棄物を適正に処理する」、通し番号152、153、154、155について、よろしいですか。

なければ、次に、通し番号156について、何かありますか。

委員。

(委員)

議会などで委託の割合については大体5割程度と答弁されている中で、めざそう値の55パーセントは何を根拠とした数値であるのかとの指摘をさせていただきましたが、その辺りについてはどうですか。

(事務局)

後期基本計画期間である平成28年度から平成32年までは55パーセントをめざそう値として設定しておりますが、その先につきましてもはまだ見通しがたっていない部分もありますので、民間委託率につきましてもは今後の市全体の方向性が定まる中で決まっていくものと思います。

(会長)

よろしいですか。

では、通し番号157、よろしいですか。

なければ、施策30「地域産業の活性化を推進する」、通し番号158、159について、よろしいですか。

続きまして、通し番号160について、よろしいですか。

委員。

(委員)

検討結果に外的な要因である景気動向に左右されやすいから市の施策に直接的な影響を及ぼす項目とはなり得ないとありますが、それは全ての施策指標において言えることかと思いますので、そこまで大きな問題がある内容ではないかと思います。検討結果における答えとして違和感を感じておりますので、意見として言わせていただきます。

(会長)

御意見としてお聞きしたいと思います。

では、通し番号161、162、163、164、165について、よろしいですか。

続きまして、施策31「商業の振興を図る」、通し番号166、167、168、169、170、171、172、173、174、175、176、177について、よろしいですか。

続きまして、施策32「工業の振興を図る」、通し番号178、179、180、181について、よろしいですか。

なければ、施策33「農業の振興を図る」、通し番号182、183、184、185、186、187、188、189、190について、よろしいですか。

次に、施策34「消費者保護を推進する」、通し番号191、192、193、194、195、196、197について、よろしいですか。

では、施策35「市域の労働力の活用を推進する」、通し番号198、199、200、201、202、203について、よろしいですか。

続きまして、通し番号204について、事務局説明してください。

(事務局)

重点取組項目「自立支援のための職業紹介事業の推進」の取組概要につきまして、身体障害者、高齢者への職業紹介につきましてはハローワークにおいて実施されていることから、市ではそれ以外の生活困窮者等への職業紹介に取り組むものとするため、取組概要から削除するものでございます。

また、「斡旋」をひらがなに変更するものでございます。

(会長)

委員。

(委員)

生活保護受給者や生活困窮者も、ハローワークにおいて就職のあっせんが実施されていると思いますが、その辺りの考え方について説明してください。

(事務局)

生活保護受給者、生活困窮者への職業紹介につきましては市で直接的に実施していることから、今後も対応することとし、身体障害者と高齢者の職業紹介についてはハローワーク等において実施されているため、その部分を削除させていただくものでございます。

(会長)

よろしいですか。

では、次に、通し番号205について、よろしいですか。

委員。

(委員)

これも先ほどの意見と同様、全ての指標で社会的要因で変化する可能性があり、施策指標としては、目指すべき指標を設定すべきであるものと思いますので、意見として言わせていただきます。

(会長)

ほかはございませんか。

では、通し番号206、207について、よろしいですか。

続きまして、施策36「コミュニティの活性化と協働を推進する」、通し番号208について、よろしいですか。

では、通し番号209について、どうですか。

委員。

(委員)

現状と課題に「地域の課題を地域で解決する」とありますが、地域の問題点など、マイナスイメージの事柄について解決するものと理解されますが、住みたい地域を自分たちで自ら作りあげていくということを主眼として、能動的にまちづくりに参画していくとの内容にしてはどうかと思います。また、今後、地域協働を推進するに当たり、是非全庁的にそのような意識を持っていただければと思いますので、意見として言わせていただきます。

(会長)

御意見ですね。

では、次に、通し番号210、211、212、213について、よろしいですか。

なければ、通し番号214について、どうですか。

委員。

(委員)

このめざそう値23,000人について、地域協働協議会の活動内容をお祭りごとであるとか、イベントごとにしていくということに繋がっていくのではないかと意見いたしました。やはり、指標の在り方としては疑問であると思っていますので、検討していただきたいと、意見として言っておきます。

(会長)

わかりました。

では、次に、通し番号215、216について、よろしいですか。

続きまして、施策37「情報発信を充実する」、通し番号217、218、219、220について、よろしいですか。

続きまして、通し番号221について、事務局説明してください。

(事務局)

通し番号221、中間答申の76ページの施策指標、「市ホームページの平均アクセス数」でございますが、平成26年度実績値を基に記載のとおりの変更にさせていただきます。

(会長)

よろしいですか。

次に、通し番号222について、よろしいですか。

委員。

(委員)

市民の役割で「地域の情報を発信するなど、積極的に市政に参画します。」とある一方で、検討結果で、「ホームページ等による情報発信、情報提供するような役割については担うべき役割とまでは言えない」とあり、相反する内容になっているのではないかと感じるのですが、どうですか。

(会長)

事務局、再度、検討してください。

次に、通し番号223、224、225について、よろしいですか。

では、次に、施策38「市民ニーズを把握する」、通し番号226について。

委員。

(委員)

ここで「市民ニーズを的確に把握するため」の「的確に」を削除することについて、表現としては必要なものと考えますので、再度、検討していただければと思います。

(会長)

わかりました。

では、次に、通し番号227、228、229、230、231、232、233について、よろしいですか。

次に、施策39「健全な財政運営を行う」、通し番号234、235、236、237、238、239、240について、よろしいですか。

それから、施策40「効率的な行政運営を行う」、通し番号241、242について、よろしいですか。

なければ、通し番号243について、よろしいですか。

委員。

(委員)

現時点の改革・改善アクションプランから取組項目が新たに追加等されることで中身が変わっていくとありますが、そのような計画が位置付けられている取組を重点取組項目に設定することは問題があるかと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

この改革・改善アクションプランにつきましては、総合計画とは別で策定しているものであり、行財政改革を進める上で取り組む計画でございますので、特段、問題ないものと考えております。

(会長)

委員。

(委員)

最終的に改革・改善アクションプランが大幅に変更となった場合に審議会委員として責任がとれないため、具体的な計画名ではなく、「より一層の行財政改革に取り組みます。」などの表現にするなど、検討する必要があるのでは

はないかと思えます。

(事務局)

ここでは、行財政改革を推進するとの考え方を示させていただいております。取組概要では改革・改善アクションプランとしておりますが、当計画は平成27年度から開始しており、計画内にも随時、項目の見直し等進めていくということを書かせていただいておりますので、そのことは前提となっているものと認識しております。

(会長)

取組概要では、「『改革・改善アクションプラン』など」との表現になっており、改革・改善アクションプラン以外にも表現されているようになっておりますが。委員、いかがでしょうか。

(委員)

「など」があるので、表現的にはこれで良いものとします。

(会長)

わかりました。

次に、通し番号244、245について、どうですか。

なければ、施策41「市民サービスを充実する」、通し番号246、247、248、249、250、251、252、253、254について、よろしいですか。

委員。

(委員)

個人番号については、情報漏えいなどの様々な懸念事項がある中で、個人番号カードの発行枚数等が指標に設定されていることに違和感を感じております。情報漏えいなどに対しての市民の不安は払拭されていないと思いますので、施策指標に設定するには早いのではないかと感じておりますので、意見として言っておきます。

(会長)

ほかにございませんか。

なければ、以上で審議を終了いたします。

最後に、その他といたしまして事務局から何かありますか。

(事務局)

本日は長時間の慎重な御審議、誠にありがとうございました。

本日頂きました検討結果に係る御意見等に対する回答内容につきましては、再度、担当部局と調整した後、会長とも調整させていただいた上で、調整が整い次第、最終決定として郵送させていただきます。

また、今後のスケジュールにつきましては、最終決定、中間答申を郵送させていただいた後、平成27年11月20日に会長から市長に対し、中間答申を手交させていただく予定としております。

また、12月1日から平成28年1月6日までの期間、パブリック・コメント手続を実施する予定でございます。なお、パブリック・コメント手続の実施につきましては、12月1日号市広報紙及びホームページで周知いたします。

そして、平成28年2月5日の第9回審議会におきまして、パブリック・コメント手続において頂きました意見を反映した計画案及び最終答申案の審議を経て、第五次寝屋川市総合計画後期基本計画を確定する予定でございます。

なお、最終答申の内容につきましては、今後調整する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

ただいま事務局からも説明がありましたように、中間答申として確定したものを委員の皆様へ郵送させていただき、それをもちまして、中間答申として確定いたします。その後、平成27年11月20日に私から市長に対し中間答申を手交させていただいた後、平成27年12月1日から平成28年1月6日までパブリック・コメント手続を実施し、そこで頂きました御意見、市の考え方を反映させたものを最終回の審議会において御審議いただきますので、よろし

くお願い申し上げます。

また、最終答申における附帯意見のたたき台につきましても同様に事前に郵送させていただきます。後日設定させていただく期日までに御意見等を御返信いただき、そこで頂きました御意見に対する修正等の案も合わせて最終回の審議会において御審議いただきますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、次回の日程ですが、平成28年2月5日、午後1時から、場所は、本日と同じ議会棟4階第1委員会室での開催となります。少し期間が空いておりますが、当日の資料につきましては審議会の数日前には郵送させていただきます。

次回は最終回でもございますので、できるだけ皆様の御出席をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして、第8回寝屋川市総合計画審議会を閉会いたします。長時間、誠にありがとうございました。